

平成29年第1回滝川市議会定例会（第18日目）

平成29年 3月23日（木）

午前11時16分 開 議

午後 0時06分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 選任第 2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 5 選任第 3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 6 報告第 2号 監査報告について
報告第 3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 7 意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める要望
意見書
意見書案第2号 安全安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める要
望意見書
- 日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安楽良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	千田史朗君
教 育 長	山崎猛君	監 査 委 員	宮崎英彰君
会 計 管 理 者	若山重樹君	総 務 部 長	中島純一君

総務部次長	高橋一美君	市民生活部長	舘敏弘君
市民生活部次長	石川雅敏君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	中川啓一君	産業振興部次長	長瀬文敬君
建設部長	高瀬慎二郎君	市立病院事務部長	田湯宏昌君
市立病院事務部次長	椿真人君	教育部長	田中嘉樹君
教育部指導参事	小野裕君	監査事務局長	加藤孝昭君
総務課長	鎌田清孝君	企画課長	深村栄司君
財政課長	堀之内孝則君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	書	記	平川泰之君
書記	村井理君			

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において木下議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
○事務局書記 第1 予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。
事務局書記朗読する。(記載省略)
○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。荒木委員長。
○第1 予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案16件につきましては、3月16日から22日までの4日間にわたり特別委員会を開催し、延べ91名の委員から384問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第1号及び第26号の2件については賛成多数、議案第16号から第25号まで、第27号から第31号までの15件につきましては全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆様に厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。

- 議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

- 清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第26号及び議案第1号、一般会計予算を否とし、

その他を可とする立場で討論を行います。

まず、議案第26号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例への反対理由ですが、日本共産党は健康づくりと生涯スポーツの振興のため、石狩川河川敷パークゴルフ場については非常時事態宣言を市長が述べたときを除き、賛成してまいりました。しかし、既存のパークゴルフ場を全て残すことを強く求めてまいりました。西公園パークゴルフ場は、1990年に市が現在のパークゴルフ協会の力をかり、完成をさせましたが、パークゴルフ協会のその後の奉仕活動もあって、26年間運営をされてまいりました。今パークゴルフにより健康を支えている方たちからそのパークゴルフ場を、西公園パークゴルフ場を守ることが本当に大事です。多くの方が自転車で通えるパークゴルフ場を守るためには、維持管理費として1年間に約100万円あれば可能と考えます。しかし、今石狩川河川敷パークゴルフ場への交通弱者対策が不十分な中では、このパークゴルフ場を廃止する条例案には賛成することはできません。

次に、議案第1号、一般会計予算についてですが、この第26号に関連する予算が112万8,000円計上されております。これだけをもって、本来であれば一般会計に反対する意思はありません。しかし、この関連議案に反対する以上、たとえこれが112万8,000円だとしても一般会計全体に反対をしなければならないという声はかなり私に寄せられております。日本共産党に寄せられております。こういう中で、一般会計に反対をいたします。今回の一般会計では、人口減少や実質賃金低下、地域経済の衰退あるいは地方交付税の減少と用途限定の交付金制度の中で新年度予算を編成された理事者、職員の皆様に敬意を表しますとともに、特に子育て世帯を支援する施策については、就学援助ではわずか27パーセント、そして私立幼稚園就園奨励費補助金ではわずか31パーセント、これ以外については市の独自財源で実施され、また15人の学びサポーターや3、4学年の35人学級への4名の教員の配置、また体育施設や文化施設、児童館、児童センターなど、全額一般財源で維持されている施策が多々実施をされていることに大きく敬意を表しながら、心ならずではありますが、一般会計に反対をいたします。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決をいたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、次に議案第26号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第16号から第25号まで、議案第27号から第31号までの15件について一括採決いたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から第25号まで、議案第27号から第31号までの15件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局書記 第2予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局書記朗読する。(記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。山本委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号までの7件及び予算関連議案1件につきまして、3月16日から21日の3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受け、延べ38名の委員から53問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査が行われたところであります。

討論、採決の結果、議案第3号及び第6号の2件について賛成多数、議案第2号、第4号、第5号、第7号から第9号までの6件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さん方に厚く御礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読及び説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表して、議案第3号、公営住宅事業特別会計予算について、また議案第6号、土地区画整理事業について否とする立場で討論を行います。

まず、議案第3号、公営住宅事業特別会計について、維持管理業務の指定管理化についての反対の理由の一つは、指定管理事業所へ直接出向く際、市庁舎から約1キロメートル離れた指定管理事業者社屋へ行かなければなりません。これで道内の179市町村の中で庁舎から一番遠い窓口になります。そして、2つ目は、指定管理化について市民への説明が全くされていない、公営住宅法に基づく施策の大転換について市民の意見を聞かない進め方は問題があると思われま

す。続いて、議案第6号、土地区画整理事業については、凍結もしくは中止と判断するべきです。その理由の1点目は、都市計画に基づいて拡幅とクランクの解消をすることは、都市計画自体が見直されたとはいえ、将来の3丁目通りの立体交差化などを見越したものです。時代に合っていないこと。2点目は、整備されても街路灯が設置されない可能性が高く、歩行者などが夜歩けなくなる道路になりかねません。

以上、反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第3号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第2号、第4号、第5号、第7号から第9号までの6件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、第4号、第5号、第7号から第9号までの6件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 選任第2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
○議長 日程第4、選任第2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第5 選任第3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第5、選任第3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第6 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第6、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、建設部の土木課、都市計画課、建築住宅課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成27年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では施行決定書の根拠条文等の記載誤り、記載漏れ、公印押印承認印の漏れ、予定価格調書の作成漏れ、契約書表記内容の軽微な誤りなどがあり、使用料、手数料においては道路占用料、行政財産使用料の端数計算処理の方法、調定漏れ等があり、他団体の経理事務関係では事務処理に係る事務局長の専決処理、その他としては補助金決定書や外勤命令簿等の決裁区分の誤り、市営住宅駐車場使用料に係る消費税の積算誤り、減免基準の適用誤りなどがあり、これらについては関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は一般財団法人滝川生涯学習振興会であり、監査の範囲は平成26年度及び平成27年度の事業及び財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、会費徴収における現金領収書の取り扱いについて金額の未記入や内訳が不明な現金領収書の控えが散見され、また書き損じの領収書が現金領収書控えに添付されていないなどがあり、これらの取り扱いについて団体に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見につきましては、監査意見書と同様の内容ですが、読ませさせていただきます。前回平成23年度及び平成24年度について監査を実施したところではありますが、平成26年4月より滝川生涯学習振興会が北海道の認可を受け、財団法人から一般財団法人に変更となり、直近の平成26年度及び平成27年度を重点に監査を実施いたしました。初めに、一般財団法人への移行に伴い、必須財務諸表の点検を行ったところ、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び財務諸表に対する注記のほか、必須ではないものの予算書の作成や現金同等物の残高確認に必要となる収支計算書も整備されており、収支差額が貸借対照表の流動資産から流動負債を控除した残額に一致していることを確認いたしました。前述のとおり、平成26年度及び平成27年度の単年度決算においてそれぞれ収支不足となったことから、今後も事業の見直しなど、より一層の経費節減にご尽力いただくとともに、会費収入も減少傾向にあることから、協会の自立を図るためにも会員の拡充による安定的な収入の確保に努められたい。一般財団法人化により、公益目的支出計画の作成が義

務づけられ、計画の実施期間は31年で、平成57年3月31日までに公益目的財産額1億978万3,818円をゼロにすることをしています。平成28年3月31日現在の残高が1億150万6,791円となったところではありますが、今後も引き続きこの計画に基づく事業運営に努められたい。

生涯学習は、自分自身の生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人のためだけでなく社会のためにもとても大切なことでもあります。今後においても、市民がみずからの人生を生きがいのあるものにするため、さまざまな学習機会の提供に努めるなど積極的に事業を推進され、生涯学習の振興に寄与されることを望みます。

以上で報告第2号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成28年10月から12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 1点お伺いいたします。

定期監査報告書の中で予定価格調書が漏れていたということが指摘されましたが、予定価格調書というのは10万円未満の随契だとか、そういったものにはないというふうに思うのですが、ですから数十万円とか、あるいは数百万円とかという規模だというふうに思うのですが、漏れていた予定価格調書の件数及び金額についてお伺いいたします。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

予定価格調書の漏れにつきましては、1件でございます。金額につきましては、手元に今詳細の金額のものは持っておりませんが、工事の請負の契約の中で130万円を超えていたというのに調書をつくっていなかったという1件がございました。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 130万円を超える工事の請負ですから、委託か入札か、分類としては工事委託随契、そんな分類になっていたと思うのですが、それがどういう契約方法、つまり入札か随契かということと、そもそも予定価格自体がつくられていなかったのか、それとも職員の資料の中には予

定価格はあったけれども、今契約は全て130万円以上だと財政課で一括して行っていると思うので、ということは財政課では予定価格がない状態で入札、随契をされたと。ちょっと考えづらいのですが、漏れというものの実態です。入札や随契のときには予定価格はわかっていたのだけれども、それが調書つづりから最終的に漏れていたのか、そのあたりのことをお伺いしたいと思います。

○議 長 ただいまの再質疑の内容については。
(何事か言う声あり)

○議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまの歳出の答弁でございますが、この工事入札につきましては随契でございます。それで、予定価格は設定しておりましたが、予定価格調書を作成していなかったということでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最後に一応確認ということで、予定価格は作成していたけれども、予定価格調書はつくっていなかったということは、随契のときに財政課の契約、随契ですから見積もり合わせとか、これは財政課がやるのだと思うのですけれども、そこには見積価格はきちっとあったということで、形式の違う予定価格が書かれた紙と別に予定価格調書があるということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまの質疑でございますが、随契の手続の中で価格調書の作成が漏れていたということで、これにつきましては随契ですから、財政のほうで処理したということではございません。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第7 意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める要望意見書

意見書案第2号 安全安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める要望意見書

○議長 長 日程第7、意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める要望意見書、意見書案第2号 安全安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣であります。

意見書案第2号 安全安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める要望意見書。送付先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任及び派遣職員等の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時04分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 それでは、議長のお許しをいただき、平成29年第1回滝川市議会定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

3月6日に開会されましたこの定例会でございますが、本日までの18日間、議員各位におかれましては、提出させていただきました議案全てに大変精力的にご審議を賜りました。特に平成29年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置し、精力的に審査、ご審議賜り、いずれも可としてご認定いただきましたことに感謝申し上げる次第でございます。また、その他の議案につきましても全て可とご認定いただきましたこともあわせてお礼を申し上げる次第でございます。市政執行方針におきます代表質問、また予算委員会等で与えられましたご意見等々を参考にしながら、今後の行政運営、また予算執行に当たる所存でございますので、議員各位の今後ともますますのご支援、またご協力を心からお願い申し上げまして、閉会におきますご挨拶とします。

大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時06分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員